

第5回 八戸市公契約制度研究会議 会議録

日 時：令和元年8月26日（月）13時30分～15時20分

会 場：八戸市庁本館3階 議会第一委員会室

出席委員：6名

奈良座長、石橋委員、佐々木委員、下館委員、鈴木委員、吉田委員

事務局：

岩田財政部長、保坂財政部次長兼財政課長、長内契約検査課長、谷崎工事契約GL

三浦主査

次 第：

1. 開 会

2. 座長挨拶

3. 案 件

(1) 制度方針（二次案）について

(2)（仮称）八戸市公契約条例（一次案）について

4. その他

5. 閉 会

1 開会

事務局：本日は、お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

只今から、第5回八戸市公契約制度研究会議を開催いたします。本日は、お手元の次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 座長挨拶

事務局：続きまして、奈良座長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。奈良座長よろしくお願いたします。

座長：委員の皆様、本日はご出席いただきありがとうございます。

本研究会議ですが、本日が5回目の開催となります。

これまで開催された研究会議を経て、公契約に関わる労働者の労働環境を保護するため、一定額以上の建設工事を制度の対象とする条例を整備するとともに、制度の在り方として、労働報酬下限額設定型ではなく、労働環境の確保を謳った状況確認型を進めていくということで、委員の皆様の合意を得たと認識しております。

特に、前回の研究会議では、制度方針案について委員の皆様から貴重なご意見を提示していただき、労働関係法令遵守状況報告書の調査項目、及び条例案の成案に向け、重要な論点が浮き彫りとなったことについて、深く感謝申し上げます。

本日の会議では、条例案の成案に向け、委員の皆様で議論を行い、合意を得て参りた

いと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、これまでと同様、忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお研究会議の開催は、次回が最終回となる予定でありますことから、ご意見等は、今回の会議で全てご発言いただきますようお願いいたします。

事務局：奈良座長ありがとうございました。それでは資料の確認をしていただいた後、案件に入りたいと存じます。

(配付資料の確認)

事務局：それでは、案件に移りたいと存じます。奈良座長、進行をお願いいたします。

3 案件（１）制度方針（二次案）について

座長：それでは、しばらくの間、座長を務めさせていただきます。

では、まず、資料１の制度方針（二次案）について、事務局から説明をお願いします。

(資料に基づき事務局説明)

座長：ありがとうございます。只今事務局より制度方針、特に前回の研究会議において出された意見等を踏まえ、新たな労働関係法令順守状況報告書の調査項目について、及びその中の労働者における最低賃金額の記載等に関する説明がありましたが、委員の皆さんからご意見・ご質問があればお願いします。

委員：事務局へ確認ですが、資料５頁の労働関係法令順守状況報告書に関する手続という箇所「③元請業者は取りまとめの上、市に提出する」という部分ですが、仮に、最低賃金額を下回るような賃金の記載があっても、元請業者は内容確認を行わず取りまとめのみを行い、提出後、市が内容確認をして初めて発覚するという考え方でよろしいのですか。

事務局：ご発言のとおりです。

しかしながら、仮に、そのような記載があった場合の改善指導等については、元請業者を介して行うこととなります。

委員：仮に不適正な記載があった場合、元請業者が取りまとめの段階で一次下請業者へ返却するという考えはないということになりますか。

事務局：資料５頁の事務局案ではそのような考えではありませんが、事務局で調査したところ、実際に、今のご発言のような手続を行っている自治体もありました。

委員 : 例えば、元請・下請間の合意の下、未開封の封筒に報告書を入れて、そのまま市に提出するという手法であれば、元請業者は一切責任を負わないということになると思います。

しかしながら、市で開封した際に不適正な記載がある場合は、元請業者を介して指導・勧告が行われ、結果的に、元請業者の責任も問われる可能性があるということです。不適正な記載があった場合には、元請業者は市に報告する前に是正を求めた方が不利益は小さいのではないかと思います。

委員 : 資料3頁に、一次下請業者が不適正な記載をした場合、事務局案では、元請・一次下請双方の責任とするとありますが、内容的には私は反対ではありません。しかしながら、事例として一つ挙げさせていただきたいのですが、仮に、常に同じ下請業者と契約しているのであれば、その業者の賃金状況等も把握できるし、必要に応じて指導等もできると思いますが、基本的には、工事毎に契約しますので、同じ下請業者と契約することは滅多にありません。沖縄の業者を下請業者として使うことも可能性としてはあると思いますが、初めて下請契約する沖縄の業者が提出した報告書には最低賃金額を下回っている金額が記載されていて、それで元請業者が指名停止というのはおかしいのではないかと思います。現場では、初めて契約する下請業者が8割ですし、特殊な工事になれば、前回申し上げた上請のような大きな業者に依頼する必要がありますので、指導等は基本的にはできないということです。

事務局 : その指導をするために、この制度を活用することが良いのではないかと思います。

委員 : 初めて契約する業者で、その現場は終われば契約も終了し付き合いがなくなりますので、指導等はできないと思います。

事務局 : その工事に従事している間の適正な履行を担保するというので、この制度を活用することができるのではないかと思います。

委員 : 他の会社が長年決めてきた賃金をその現場だけ上げて欲しいといった場合、下請契約を断られる可能性があると思います。

事務局 : 今のこの部分の説明ですが、あくまで最低賃金額を下回っている賃金額を支払っている場合であり、基本的には最低賃金額を下回っている業者はないと思います。

委員 : 最低賃金額を下回っている業者がいなくなれば、性善説に立ち、最低賃金額の記載は不要だと思いますが、懸念材料があるからこそ、この場で議論しているのだと思います。

委員 : どの程度の賃金を支払っているかという記載はあっても問題ないと思います。

委員 : 仮に、その業者が最低賃金額を下回った金額を正直に記載してきた場合に、どのように対応するかを議論しているのもであって、最低賃金額を記載させること自体に反対はしておりません。

委員 : 最低賃金額を下回る場合は、罰則・罰金がありますので、そこを下回っている状態で行政に書類を提出するというのは、あり得ないのではないかと思います。

しかしながら、私が誤解していたのですが、労働関係法令遵守状況報告書に記載する金額というのは、全国の加重平均の金額等ではなく、最低賃金額を書くということなのですね。

事務局 : 地域別最低賃金額ではなくて、その工事に従事している労働者の方の時給換算した中で、最も低い金額を記載していただくことになると思います。

委員 : そうであれば、報告書の中に、地域別最低賃金額はいくらです等があった上で、賃金が記載されていれば、なおさら比較もしやすいと思います。

委員 : 現実論として申し上げますが、スポーツ紙等を拝見すると、東京、あるいは東京近郊の場合、日当 11,000 円が一番低い金額となっており、それを時給換算すると 1,300 円以上となります。現状では、軽作業員という時給単価が最も低い方々の給料でさえ、最低賃金額を大きく上回っているという現状です。全国的に建設業界は人手不足なので、日当は高水準で推移していると思いますが、これは景気の動向によって変わってくるので、将来的に不景気になった際に最低賃金額と同額程度しか払えないという時代がやってくるかもしれません。そういう時代も見据えて考えなければならないので、今、〇〇委員のご発言のとおり、初めて契約する下請業者の経営状況が把握できない中で、最低の時給単価等を契約段階で確認できないという事情もよく分かります。

委員 : 基本的に元請業者は、単価契約ということは行いません。何かしらの事情で、大工を一人借りるような場合は、単価契約もあると思いますが、基本的には、材工共となっており、工事全体の請負契約となります。そういう事情があるからこそ、元請業者が下請業者の賃金の確認・指導等は基本的にはできません。

事務局 : この報告書を元請業者が事前に確認できるのであれば、下請業者と協議をすることができるということにはなるということですね。

委員 : 資料では、仮に、最低賃金額を下回る業者が出てきた場合であっても、直ちに指名停

止にするわけではなくて、改善指導等をして、それでも改善が見られない場合は、元請・下請双方が指名停止になると記載されておりますので、特段、問題ないと思います。

委員：元請業者とすれば、見積もりの段階でそういう状況が分かれば、下請契約は締結しません。

委員：仮に最低賃金額を記載しない状態で手続を進めたとしても、事務局のほうで示していただいた建設業法の24条の6では、元請業者は下請業者の指導に対する努力義務があるとなっておりますし、同法41条では、最低賃金額を下回るような賃金の支払い、あるいは賃金を全く払わない場合は、元請業者が立て替え払いをしなければならないとされております。それに加えて、八戸市建設業者等指名停止要領の中にも、下請負人に不適正なことがあれば元請業者も含めて指名停止を行うことになっていること等を踏まえると、最低賃金額を記載しないような報告書だったとしても、元請業者の不利益は免れられないと思います。

委員：反対しているのではなく、様々な事情があるということを示したかっただけです。

委員：仮に最低賃金額を下回る金額が記載された場合であっても、先程、〇〇委員がご発言されたように猶予期間があるので、八戸市の公契約制度、建設業法、八戸市建設業者等指名停止要領等により、現在の状態が続けば、下請業者である貴社だけではなく元請業者である我が社も指名停止になることから改善していただきたいという、元下間の交渉のきっかけにこの制度を活用することができるのではないかと思います。

委員：本来であれば、報告書どおりの金額が支払われているということを、賃金台帳で確認しなければならないと思います。しかしながら、元請業者としてそこまで立ち入ることはできないと思いますし、行政が確認すべきことだと思います。

委員：仮に、最低賃金額が下回る報告書が提出された場合、市で改善指導等を行うのであれば、当然改善した結果の報告を相手方に求めることとなりますよね。

事務局：そういうこととなります。また、仮に、一次下請業者が時給500円しか払っていないとなった場合は、労働者が市に申し出ることができる旨を条例に記載する予定としております。市としては、条例に基づき、立入調査を行い、賃金台帳等の関係書類を確認することとなります。

委員：一番困難だと思われるケースとして、元請業者が最低賃金額を下回る記載を発見し、一次下請業者に金額を修正し市へ報告書を提出したが、実際には、最低賃金額を下回る

金額しか払っていなかったという場合があれば、市も元請業者もそれを発見することができないのではないかと思います。

委員 : ○○委員のご発言のとおりだと思います。そのような状況になった際、一次下請業者の追跡調査のようなことは市が行うことになるのだと思いますが、その調査の結果、元請業者が指名停止になるのであれば、元請業者の理解は得られないと思います。

委員 : この報告書の提出時期というのは、工事完了後ですか。それとも事前でしょうか。

事務局 : 金額の記載の有無で、提出時期も変わってくるのではないかと思います。契約締結の段階で、労働者に時給いくらの賃金を払っているか尋ねた場合、当然まだ払っていないことから記載はできないのではないかと思います。そうすると、例えば、工期の3分の1が終わった段階での提出等が考えられると思います。仮に、金額の記載を求めないとするならば、契約段階で記載していただける内容なのではないかと思っております。

委員 : 元請業者とすれば、当然ながら、最低賃金額を下回っている業者とは契約できませんので、下請契約を締結する段階で提出していただかないといけないと思います。仮に、最低賃金額下回った金額を記載した場合は、当然下請契約は締結しないということになります。

事務局 : 今の○○委員のご発言ですが、あくまで最低賃金額を下回っているという前提でのお話ですので、公契約条例にも影響はありますが、それ以前に最低賃金法違反ということになると思います。

委員 : その違反している状態を記載してきた場合には、契約できないということです。

事務局 : 法律に違反しているので当然そうなると思います。

委員 : 最低賃金法違反は労働基準法違反より罪が重いです。

委員 : 月給で支払っている業者が時給換算した際に、会社としてはこの分払っているつもりだと思っていたが、実際はそれより低かったという場合もあると思います。

委員 : 賃金形態が月給の方に見られるケースですが、最低賃金額の上昇に、自身の昇給のペースが追い付かず、最低賃金額未滿になっている場合があります。しかしながら、建設業者の場合、そのような最低賃金額付近の賃金しか受け取っていない労働者は、現在の人手不足の状況では、ほぼないと思います。

委員 : 元請業者の立場からすると、様々な事例を意識しないといけないということになります。それから話が少し変わりますが、資料7頁に、主な自治体の労働環境報告書における調査項目というのがあるのですが、この中の「労働時間」という項目に、「休日及び年次有給休暇を適切に付与しているか」等の働き方改革とも関連する内容がありますが、これは当然業種を問わず実施する必要があると思います。しかしながら、休日を多くするのであれば工期の延長が必要だと思ったり、事務書類も減らしていただかないといけないと思います。これを長年にわたって国土交通省に陳情しております。1か月の工期が2か月に伸びる可能性がある訳ですから、当然2か月分の経費をもらう必要があるのですが、それが積算上そうになっておりません。

私も国土交通省に行く度に、何度も申し上げておりますが、なかなか進んでいないというのが現状だと思います。

委員 : 労働時間の問題は、公契約制度そのものに直結するわけではないと思います。

委員 : それは分かっておりますが、他都市の例を見た上で発言させていただきました。

委員 : 確かに、厚生労働省は働き改革で定まった労働時間の中で仕事をしなさい、ただ納期は別問題だよと言っておりますが、これは八戸の公契約制度の中で議論しても話が決まらない部分だと思います。

委員 : ○○委員がこの会議で何度かご発言されておりますが、元請業者から経費を切られて、かつ、残業はしないでこの工期で施工しなさいと言われても下請業者は困るだけだと思います。

委員 : 今の会議の中での意見を付帯意見とすることは可能なのでしょうか。公契約制度を進めるためにも、現在、議論となっている工期等を十分に検討して欲しいというのはあっても良いと思います。

委員 : 関連性はあると思います。

委員 : 工期の部分に関しては、例えば、予定価格1億5千万円以上の案件については、働き方改革を踏まえた工期設定をしていただきたいという付帯意見があっても良いと思います。

委員 : これは余談になるのですが、国土交通省の建設業者における労働者の労働時間の問題以前に、トラック運転手の運転時間と労働時間の問題が起きております。荷物を配達する時間と労働時間との調整が困難で、一度運転を止めた場合、次に運転するまで8時間

以上空けなさい等のようなインターバル制度も存在します。つまり、どの業種であっても、時間帯の締め付けを厳しくする場合は、賃金の引上げという付加価値を付けてしか生き残ることができないと思いますので、おそらく建設業者も同様の方向に流れていくのではないかと思います。

委員 : 賃金は上げなければいけない状況だと思います。これも余談になると思いますが、今、熱中症対策で、実際に暑い日は午後3時で勤務が終了となる場合があります。しかしながら、午後3時で帰ったとしても、賃金はカットではなくて会社が負担することになり、かつ、その分、工期が伸びることになります。そのような実態を分かっている中で、国は、安全対策、熱中症対策を実施してくださいと言ってくるのはおかしいと思います。

委員 : 先程の〇〇委員のご発言にあったトラック業界が問題となっており、国では、有給休暇の取得や青天井だった残業時間を無くすように指導しているのですが、小売業であれば人手不足であってもそれほど大きな問題にはならないと思いますが、流通関係は、一般的な何時から何時までが勤務時間といった単純な話ではなく、運転した際には、数時間空けなさい等の規制があり、結局のところ、人手不足がより顕著になっているという状態になっております。国に対しては、各業界の特徴に応じた特別条項のようなものを作っていただかないといけないと思っております。

座長 : 只今のところ、〇〇委員から原理・原則は元請・下請関係において、共同責任を負うという事務局案には特に反対ではないが、場合によっては元請業者が不条理な責任を負わされる可能性があること、及び元請業者として下請業者に対する指導・監督責任を十分行使し得ない場面もあるという観点から、様々なご意見を提示していただいたのですが、それらも踏まえて他に皆様からご意見・ご質問等はございますか。

委員 : 様々な事例が想定されるということをご理解いただくための発言であり、基本的に私は事務局案が良いと思っております。

座長 : それでは、これまでの議論をまとめさせていただきますと、労働関係法令順守状況報告書の調査項目、報告書における労働者の最低賃金額の記載、及び一次下請業者が最低賃金法に抵触するような賃金額を記載した場合における責任の所在については、原則は事務局案のとおりとして、よろしいですね。

ただし、〇〇委員や〇〇委員からも要望がありましたが、元請業者が不条理な責任を負わされる可能性があり、それに対する何らかの配慮が必要であるというご意見があったこと等を、何らかの形で反映していただければと思います。これは座長である私から事務局への要望となります。

ちなみに、本研究会議はあくまで案を出すだけであって、条例そのものは来年度1年

間かけて検討した上で、施行されるのは、再来年度以降という解釈でよろしいですね。

事務局：現在の事務局の考えでは、令和2年9月議会で条例案を提出させていただいて、ご承認いただければ、その後、半年間かけて事業者に対する周知期間等を経て、令和3年4月1日から（仮称）八戸市公契約条例を施行するという考えでございます。

座長：議会等での審議もあるかと思いますが、特に、前回と本日の研究会議での様々な意見を最大限反映していただきますよう座長からも要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

3 案件（2）（仮称）八戸市公契約条例（一次案）について

座長：それでは資料1については事務局案の通りとさせていただくということで、次の案件に移っていきたいと思います。資料2の（仮称）八戸市公契約条例（一次案）について事務局から説明をお願いいたします。

（資料に基づき事務局説明）

座長：ありがとうございました。只今事務局より、公契約条例の一次案における制度方針、及び施行規則の骨子等について説明がありましたが、委員の皆様からご意見・ご質問等ありませんでしょうか。

委員：基本方針、市の責務、受注者等の責務がかなり整理されており、無駄な文言が入っていない大変良い内容となっているのではないかと思います。

委員：この公契約は、誰と誰との契約かということをごどこかに明記しているのですか。資料11頁の第2条の（3）に「受注者」という項目があって、「市と公契約を締結する者」となっておりますが、これで読み取れるのですか。

事務局：資料11頁の第2条にある「定義」の部分では分かりづらいでしょうか。

委員：資料11頁の第2条の（1）に公契約の定義が書いてあるので、これで分かるのではないかと思います。

委員：その部分は分かりました。それと併せて、資料12頁の第3条、「基本方針」のところで、「公契約は、次に掲げる事項を基本として締結し、履行されなければならない」とありますが、この部分は他の自治体と文言が異なりますよね。

事務局：資料16頁以降の比較表にある自治体とは文言が異なっております。

委員 : 郡山市では「公契約は次に掲げる事項を旨として行わなければならない」となっておりますが、今説明のあった事務局案では、締結し履行するとあるので、誰と誰が締結し、誰が履行するという部分が足りないのではないかと思います。

事務局 : 主語が明確になっていない内容ではあると思います。

委員 : 法律的な用語では、契約というのは双務契約になっていて、両者とも相手方に債権も債務もあるという考え方ですので、契約の当事者がお互いに履行しなければならないという意味であると思います。

事務局 : この基本方針に関しては、条例の目的達成のために、双方が取り組むという意味で記載しております。

委員 : 分かりました。明確な主語があったほうがわかりやすいかと思ったので発言させていただきました。

委員 : ○○委員のご発言の意味はよく分かります。資料 16 頁の比較表の大和郡山市の公契約条例では、「市は、次に掲げる基本方針に基づき、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保を図るものとする。」となっており、これは明確に市にだけ義務付けているということが分かります。

委員 : 先程の事務局の説明だと、市・事業者の双方が該当するという意味ですよね。

事務局 : 事務局案では双方が該当するという内容を想定した内容としております。

委員 : 仮に、「市は」と入れた場合、市にだけ義務を負わせているような感じにも受け取れますし、逆に、市から押し付けられたような意味にも取れるのではないかと思います。公契約という双方の契約行為ですので、市・事業者双方という意味に受け取れるようであれば問題ないと思います。

事務局 : 分かりにくいのであれば、1 年かけて検討させていただきたいと思います。

委員 : 「市は」という主語が入るかどうかで意味合いが変わってくると思います。

委員 : 労働環境を確認する予定価格 1 億 5 千万円以上という部分ですが、おそらく一般の方や事業者からみて、何故この金額としたのかという疑問が当然出てくると思うので、どのような考えで設定したのか、再度、確認させていただければと思います。

事務局 : 前回ご説明差し上げた内容の繰り返しとなりますが、予定価格 1 億円以上、あるいは 1 億 5 千万円以上等のように、どこかで線引きをする必要があると思います。それで、何故 1 億 5 千万円以上にしたかと申しますと、制度があまり周知されていない現状があり、制度導入時よりある程度の低い金額で設定した場合、事業者の負担が大きいのではないかということ、1 億 5 千万円以上というのが議会で承認を得なければならない案件であり、かつ、工事規模も大きいことから一定数の一次下請業者も制度対象となり、その結果、元請・下請関係の適正化にも繋がるのではないかということ等を踏まえ、1 億 5 千万円以上で案を提示させていただきました。

委員 : 実際に令和 3 年から実施し、その何年か後に、予定価格 1 億 5 千万円以上という部分に変更される可能性はあるのですか。

事務局 : 現在は、制度を導入するという事を最優先に議論が進んでいるので、ある程度、周知された段階での変更というのは可能性としてはあると思います。

委員 : 規則というのは誰が決めるのですか。

事務局 : 条例自体は、議会での承認が必要となりますが、規則に関しては、私共の決裁処理で市長にご了承いただければ変更となります。

委員 : 担当部局が発案して市長が最終的に決裁するということですね。

事務局 : そうなります。規則に関しては議会の承認というのは必要ありません。

座長 : 他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。
それでは 2 番目の案件については、基本方針第三条の文言のありかた等を含めて、次回、最終案を出していただきますので事務局は対応をお願いいたします。

4 その他

座長 : それでは最後になりますが、全体を通してご意見ご質問があれば、次回が最後ですのでご発言いただきたいと思います。

それではご意見等がないようですので、以上で本日は終了となりますが、事務局から何かありますか。

事務局 : それでは事務局から次回の会議の日程についてご案内いたします。

今回は、令和元年 10 月 9 日、水曜日の午後 1 時 30 分から、場所は、議会第三委員会室を予定しております。開催日時が近づきましたら、改めましてご案内させていただきます。

ますので、よろしく願いいたします。

なお、会議冒頭に座長からお話がありましたが、本研究会議は次回が最後となりますので、委員の皆様におかれましては、何卒、ご出席いただきますようお願いいたします。

座長 : それでは、事務局は本日出された意見・質問等を踏まえ、次回の研究会議に向けて、これまでの意見交換を踏まえた、最終的な資料及び今後のスケジュール作成をお願いいたします。また、委員の皆様におかれましては、次回の開催までに、本日の資料の確認、及び、所属団体での報告等をお願いいたします。他になければこれで終了し、進行を司会にお返ししたいと思います。

司会 : 奈良座長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第5回八戸市公契約制度研究会議を終了させていただきます。本日は、長時間にわたり大変ありがとうございました。